

薩長商社計画と坂本龍馬

—坂崎紫瀾の叙述をめぐつて—

松下祐三

はじめに

慶応二年（一八六六）一〇月一五日下関において、薩摩藩の五代友厚と長州藩の木戸孝允・広沢真臣らの間で話し合われた薩長商社計画は、これまで全国的市場支配をめざした計画であるとされ、翌一月に坂本龍馬の周旋によって、広沢と五代との間に「商社示談箇条書」として結実したと考えられてきた。⁽¹⁾こうした商社計画の評価に対し筆者は、あくまで商社計画は薩長両藩の協力関係に基づく、藩財政の疲弊を回復するための利益獲得策であり、さらに計画には、経済的苦境にある長州藩を支援しようとする薩摩藩の意図が込められていた、と述べたことがあるが、これに続いて本稿で問題としたいのは、従来の評価において一つの要点となつている坂本龍馬の関与についてである。

商社計画に坂本が関与していたということは、戦後の代表的な坂本の伝記的研究⁽³⁾などでも必ず触れられ、もはや通説的見解となつていて、そしてそこでは、坂本の周旋とともに彼が意図するところ、つまり坂本が商社計画によつて巨利を求めるようとしていたことや、商社計画を「薩長両藩による全国統一のための経済上の重要な足掛り」にしようとしていたことが述べられ、計画が坂本の構想であったように説かれている。また、坂本の関与を踏まえた上で商社計画を、幕府との政治的軍事的対立を秘めた軍事同盟である「薩長同盟」の延長線上にある、経済的基礎固めのための経済同盟と評価しているものもある。⁽⁴⁾⁽⁵⁾⁽⁶⁾

ところが諸書で自明の前提とされている坂本の関与については、疑問を抱かざるを得ない。そもそもこの疑問のきっかけとなつたのは、この商社計画の中心人物である木戸と五代の代表的な伝記、『松菊木戸公伝⁽⁷⁾』や『五代友厚伝⁽⁸⁾』では、坂本の関与についてまったく触れられていないことにある。そして坂本の関与を積極的に説いてきたのは、坂本の伝記を主とする編纂物⁽⁹⁾であり、その嚆矢となつてゐるのは坂崎紫瀾による『維新土佐勤王史⁽¹⁰⁾』であつて、諸書は同書の坂崎の叙述をもとに坂本の関与を説いてきたのである。

明治・大正期において、田中光顯・土方久元らをはじめとする土佐出身者の多くは、王政復古の歴史の中で天下国家のために尽力した坂本にその拠り所を求めていた。確かに坂本は、薩長両藩を結びつけるなどの大きな役割を果たしたわけであり、だからこそ土佐出身者たちの多くは坂本に拠り所を求め、彼の事蹟を顕彰していった。だが、そうした中で成立した歴史的叙述には注意を払わねばならない。彼らの説くように、坂本の果たした役割が大きかったことは認めなければならないが、その叙述のすべてが正当性を持つてゐるかは、検討を経なければならぬのである。

よつて本稿では、一次的な史料をもとに商社計画の経緯を追いながら、坂本関与の疑問を解明すべく、まずその真相について検討していく。そこから得られる結果は、坂本の関与は見られないということになるが、諸書が坂崎の叙述をもとに坂本の関与を説き、商社計画をあたかも坂本の構想であるかのように捉え、その上で計画の評価がなされてきた以上、こうした作業は事実を見直すだけではなく、筆者の示した商社計画に対する見解を補完する上でも重要なものだと考える。

そして坂本の関与を否定するとともに問題となるのが、坂本の関与を説く嚆矢となつた坂崎の叙述であるが、次に諸書が坂本関与を説く拠り所となつてゐる『維新土佐勤王史』において、その著者の坂崎がなぜ坂本の関与を説くようになったのか、この点についても坂崎が何を参考にして坂本関与を説いたのかを検討し、さらに『維新土佐勤王史』の叙述の構成を坂崎の意思にそくしながら検討し、坂崎の叙述の特質について明らかにしていきたいと思う。

一 坂本閥の真相

『維新土佐勤王史』の著者である坂崎紫瀬は、嘉永六年（一八五三）一一月に土佐藩の藩医の子として生まれた。彼は藩校の句読師などを経て、明治七年（一八七四）愛国公党の結成に参画し、その後司法省に出仕して松本裁判所の判事となるも、明治一〇年には辞職する。辞職後は高知新聞の編集長などを務め、民権派の論客として筆陣をはるとともに、民権講釈を興行するなどして自由民権運動に従事していく。こうした中、彼は歴史小説の執筆も手掛けるようになり、坂本龍馬を題材とした『汗血千里駒』⁽¹⁾などを著している。さらに晩年の彼は、後藤象二郎や板垣退助・山内容堂らの伝記も執筆するようになるが、これらを集め大成したものが大正元年（一九一二）一一月発行の『維新土佐勤王史』⁽¹²⁾だとされる。

この『維新土佐勤王史』には、本稿で検討する薩長商社計画と坂本龍馬に関する叙述があり、そこで坂崎は次のように商社計画への坂本の関与を説いている。

〔前略〕彼の坂本は、長藩の広沢兵助に謀る所あり、更に薩藩の五代才助に交渉して、新に一商社を創立し、北海と西海と中国の咽喉たる馬閥に據りて、各地市場の奇利を壟断するの策を立てたり、然れども表面上は、薩長兩藩の名義を用るず、全く一個の私立的商社の如くせり、乃ち此の年十一月、坂本は五代を伴ひて馬閥に來り、広沢と会見の上、左の箇條書を議定したり。〔中略〕是れ實に貿易上に於て、所謂喉を扼し背を拊つものにして、市場物価の高低は、一に此の商社の手中に握られたるなり〔後略〕⁽¹³⁾

ここには坂本が広沢や五代と交渉して商社を設立し、「各地市場の奇利を壟断するの策」を立案したこと、それは慶応二年一一月に坂本が五代を連れて下関に現れた際、広沢と会見して箇条書（「商社示談箇条書」）に結実したこと、が記されており、商社計画においては坂本に主導権があり、計画が坂本の構想であったように述べられている。また坂崎は、「坂本龍馬海援隊始末」においても、「慶応二年丙寅十一月下旬（日不詳）龍馬長崎ニ在リ薩藩ノ勘定方五代才助ヲ伴ヒ馬閥ニ來リ長藩重役広

沢等ト謀リ両藩協同ノ「商社ヲ創立ス」⁽¹⁴⁾と記し、坂本が長崎から五代を連れて下関にやつて来て商社を設立した、と坂本の主導的関与を説いている。そしてこれらの坂崎の叙述が、商社計画への坂本の関与を説く諸書の拠り所となり、計画を坂本の構想であるように捉え、その上で計画を評価するようになつた。

しかし、坂崎が著した『維新土佐勤王史』や「坂本龍馬海援隊始末」を扱うにあたつては、その叙述に注意を払わねばならない。山内家家史編修所に勤め、坂本研究の第一人者であつた平尾道雄は、毛利家編輯所の主任であつた妻木忠太から聞いた話として、坂崎に関する次のような逸話を紹介している。妻木が『維新土佐勤王史』の記述を不審に思い、坂崎に示教を求めたところ、その記述は即興だったと軽くいなされ、妻木はあっけにとられた、という逸話である。この話を踏まえて平尾は、坂崎が「すぐれた維新史家」であつたとしながらも、「たくましい創作力」も備えており、「だから時折、史料の穴は、その創作力でたくみに片づける才能を見せたらしい」と指摘している。⁽¹⁵⁾ 平尾の指摘に限らず、『維新土佐勤王史』に「潤色のきらい」⁽¹⁶⁾があることは、同書が持つ性格として指摘されているところである。

このような『維新土佐勤王史』の性格を踏まえた上で、商社計画への坂本の関与が『松菊木戸公伝』や『五代友厚伝』に記されていないことを考えると、坂本の関与についてはその真相を質すべく、一次史料をもとに具体的に見ていく必要がある。よつて、商社計画について話し合われた慶応二年一〇月一五日の会談までの経緯を、一次史料をもとに見ていくが、この経緯についてはすでに触れたこともあるので、簡単に見ていく。

まず商社計画の発端としては、五代のもとから下関の高杉晋作のもとに使者が来訪し、この使者である薩摩商人の波江野休右衛門と加藤平八は、商社計画の骨子となる「金策」を告げた。⁽¹⁸⁾ そしてこの話は木戸に伝わったようであり、木戸は計画を実行に移すべく大村藩士の渡辺昇を五代のもとへ派遣する。渡辺は長崎に向かい五代を訪ねたが、五代はすでに帰国していく面会は果たせず、今度は鹿児島に向かい「微力之所及は可相尽覚悟」⁽¹⁹⁾ であると木戸に告げている。そして渡辺は、五代との面会を果たしたようである。

この渡辺の周旋を経て、慶応二年一〇月一一日に五代は下関を訪れ、まず高杉に面会したが、高杉は五代来訪の旨を政府役人の久保松太郎に次のように知らせている。

五代来話右に付急御談仕度義御座候処、書中にては難尽候間、寸渡奉恐入候得共、今夜明朝の中に御枉駕被下候は、辱奉存候、木戸に是非相対致度と之義に付、是亦申越さねは不相成候⁽²⁰⁾

五代は高杉のもとを訪れ、計画の内容を告げ、木戸とは非面会したいと述べたが、これを受けて高杉は、久保に下関へ来るよう促し、あわせて木戸にも告げねばならないと述べている。またこの時の様子やその後の次第については、波江野が下関商人の白石正一郎にあてた書翰にも詳しいので、次にそれも見てみよう。

初先度内々御談合奉申上候一条高杉君も五代より逐一御示談奉申上候処、余程宜御請ニテ、早々桂君御出関相成候様御乞合ニテ、十四日御出関、広沢藤左衛門君も御同道也、左候て彼一件得と御談合相成候処、御決着相成、早速より当港通船御差廻し由ニ御座候⁽²¹⁾

五代より話を受けた高杉は、計画に賛同し、木戸に早く下関へ来るよう促した。一方の木戸は、広沢を伴って一四日に下関に現れ、その後五代と商社計画についてじっくりと話し合った。そして計画につき一応の決着を見ることになる。

以上が商社計画の発端から一〇月一五日の会談までの経緯であるが、先に見た坂崎の叙述では、こうした会談に至る経緯について、さらには商社計画を語る上で重要な一〇月一五日の会談についても、一切触れられていなかつた。坂崎は当該事項を叙述するにあたつて、十分な材料を備えていなかつたことがうかがえる。そして関係当事者の書翰などから事実として確認できるのは、坂本の関与が一切見られないことである。商社計画を五代のもとから高杉へ伝えたのは、薩摩商人の波江野と加藤であり、また木戸と五代の取り次ぎをしたのは大村藩士の渡辺であり、そして実際に下関に現れたのは、高杉や波江野の書翰からして五代のみであった。よってここからは、坂崎が説くような坂本の関与は見いだせないのである。

ところで『維新土佐勤王史』などの坂崎の叙述では、一〇月一五日会談やその経緯を記さず、坂本が五代を伴つて長崎から

下関に現れ、会談がなされた時点を一月下旬としている。坂本の関与を否定するには、この一月下旬の会談についても触れなければならないだろう。

先に述べたように、商社計画は一〇月一五日の会談で一応の決着を見た。しかし計画がそのまますぐに実行に移されたわけではない。木戸や広沢は、藩政府から了解を得るために猶予を求めたようであり、実際に広沢は藩政府へ報告し、適材の商人を選び専任とすることを条件に了解を得た。⁽²²⁾ そして久保が萩に赴き商人の人選をはじめたが、作業は難航し、この段階で商社計画は行き詰まってしまう。

一方の五代は「会談後、三田尻で一〇月下旬に再会することを約して上坂していった」⁽²⁴⁾。ところがその滞坂が延引し、一月六日付の木戸・広沢あて書翰⁽²⁵⁾で「一月中旬には談判したいと報知するが、一月中旬になつても姿を見せなかつた。この頃三田尻には、鹿児島からの修好の使者として長州藩主に面会した黒田嘉右衛門らが滯在していたが、彼らは五代の帰帆を待つて帰国しようと考えていた。ところが五代は一月中旬になつても姿を現さず、黒田らは他の帰国の術を模索しなければならなかつたのである。⁽²⁶⁾

こうした中、長州藩でも鹿児島へ向けて返礼の使者を派遣することに決定し、その正使に木戸が任命された。木戸は一月十六日に山口を出立し、下関で黒田らと合流してともに鹿児島へ向かい、二九日には薩摩藩主父子との面会を果たす。そして下関に戻るのは、約一ヶ月後の一二月一四日のことであった。⁽²⁷⁾

以上、一〇月一五日会談後の関係当事者の動向を確認してみたが、一月下旬の会談を確認できる関係当事者の有力な史料は、管見の限り確認することはできない。ただ確認できるのは、『忠義公史料』に収録された「商社示談箇条書」に、「寅十一月於馬関相対候事ト、広沢兵助ガ筆跡有之」⁽²⁸⁾と註記されているだけである。よって一月下旬の会談については、十分に知りうる事は出来ないのだが、ここでは註記に従い、木戸が不在の一月下旬に広沢と五代との間で会談が持たれたと考えたい。

そしてこの会談で広沢は、藩政府からの了解は得たものの商人の人選が難航し、進捗状況が思わしくないことを述べたであろ

う。その後の関係当事者の間には込み入った話が見られないからである。⁽²⁹⁾

以上の経過を手掛かりに、坂崎の叙述について考えてみたが、残された史料からして、一〇月一五日の会談後に上坂していた五代は、一一月下旬の会談に際して当然大坂から下関に赴いたと考えられる。ところが坂崎は、坂本が五代を伴って長崎から下関にやって来たと記しており、坂本を主導的に描いた坂崎の叙述には疑問を持たざるを得ない。そしてなによりも、一〇月一五日会談後の関係当事者の書翰を見ても、坂本の名はあらわれず、坂崎が説く坂本の関与は一切見られないものである。

このように、坂崎が説く商社計画への坂本の関与は否定すべきものであり、計画は五代を中心にして立てられたものであつて、坂本の構想ではない。ところが坂崎が説く坂本関与の「事実」は、現在にまで少なからぬ影響を与えている。諸書が坂崎の叙述をもとに坂本の関与を説き、商社計画をあたかも坂本の構想であるかのように捉え、それらを踏まえて商社計画を評価してきたのである。計画の評価は当然見直されるべきものなのである。⁽³⁰⁾

ところで、これまで坂崎が説く坂本の関与を否定してきたが、坂本は商社計画をまったく関知していなかつたのだろうか。当時土佐を脱藩して長州にあつた田中光顯は、後年木戸との鹿児島来訪（彼は汽船丙寅丸の機関長として随行した）を回顧して次のように語っている。

〔前略、鹿児島からの〕帰途長崎大村に寄港し首尾克く馬関に帰着して、汽鑑掛の役目を無事に果したが、此時坂本も馬関に来て居て、木戸を待受け、私立商社設立の事を商議した。時は慶應二年の十一月であつた。⁽³¹⁾

この回顧談の中で田中は、一二月に坂本が商社計画に関与したことを述べているが、実際に一二月中旬に坂本と木戸は面会を果たしている。

当時坂本は下関を訪れ、木戸との面会を求めていたが、それは坂本の木戸に宛てた書翰からうかがえ、用件は土佐藩士溝淵広之丞の紹介にあつた。⁽³²⁾ そして実際に坂本は木戸との面会を果たし、この場において田中が述べたように商社計画について商議した可能性がある。しかし木戸は、鹿児島を訪れた際にその饗応の席上で、商社計画において最も重視されていた下関の差

し止めを拒否し、計画の実行に消極的な姿勢を見せている。⁽³⁴⁾木戸と坂本との面会はその後のことであって、両者の間に商社計画についての商議があつたかは疑問である。⁽³⁵⁾いずれにしても田中の回顧談から、坂崎が説くような商社計画への坂本の関与は見いだせないし、計画は五代を中心にして立たれたものであつて、坂本の構想でないことに変わりはない。

二 坂本関与説の発生

一〇月一五日会談前後の関係当事者の書翰などを見ると、商社計画への坂本の関与が一切見られなく、坂崎が説くような坂本の関与は否定すべきものであり、商社計画を坂本の構想のように捉えることもできないのだが、こうした事実とは相違する坂本の関与を、なぜ坂崎は説くようになつたのだろうか。次にこの問題について検討していくが、それには、坂崎が何を参考にして『維新土佐勤王史』の当該事項を執筆したのかが大きくかかわっていると考えられる。そこで以下では、「商社示談箇条書」を取り上げこの点について考えていただきたい。

「商社示談箇条書」（以下「箇条書」と略す）とは、一〇月一五日の会談の際に話し合つた内容を箇条書きにしたものであるが、次の六ヶ条からなつていてある。

- 一 商社盟誓之儀は御互之国名を不顯、商家之名号相唱可申事、
- 一 同社中之印鑑は互ニ取替置可申事、
- 一 商社組合之上は互ニ出入帳を以公明之算を顧し、損益は半折すへき事、
- 一 荷方船三四艘相備、薩船之名号にして国旗相立置可申事、
- 一 馬関通船之儀は何品を不論上下共ニ可成差止メ、譬へ不差通候而不叶船と云へとも、改不相済趣を以可成引止置候儀、
- 此商社之最緊要たる眼目ニ候事、

一馬関通船相開候節は日数式拾五日前同社中江通信之事、⁽³⁷⁾

ここでは「箇条書」の内容に踏み込まないが、この「箇条書」が残されたところに注目したい。「箇条書」が残された系統は、A 薩摩藩系統、B 長州藩系統、C 近衛家系統、の三系統に大別できる。

まず A 薩摩藩系統であるが、「玉里島津家文書」の中に「箇条書」を確認することができる。⁽³⁸⁾ 同史料の特徴としては、「箇条書」二条目の下に貼り紙があり、また「箇条書」に続く後書に、

右之通於馬関談判仕、所置振之儀は帰帆之節於三田尻取極候苦御座候、尤此節之運送は馬関之要港相鎖候儀故、おのづから上下之物価格別相異候儀は勿論ニ而、其機ニ乘し候得は何事茂如意相伸可申相考申候事、

と商社計画に対する所見が記されている。「右之通於馬関談判仕、所置振之儀は帰帆之節於三田尻取極候苦御座候」とあることから、この史料は五代が一〇月一五日の会談後に上坂した際、計画について藩地に報告したものと考えられる。そしてそれが「玉里島津家文書」に残されたのである。

次に B 長州藩系統であるが、山口県文書館蔵毛利家文庫の内の「年度別書翰集」の中に「箇条書」が収録されている。⁽³⁹⁾ 同史料の「箇条書」のはじめには、カッコ書きで「此分慶応二年十月廿二日広沢兵助書翰ニ添フベキモノ」とあり、同じく「年度別書翰集」に収録されている、慶応二年一〇月二二日付の伊勢新左衛門あて広沢書翰⁽⁴⁰⁾ の別紙であったと考えられる。また同書翰が伊勢春海の所蔵とされていることから、「箇条書」も「年度別書翰集」が編集された当時は、伊勢春海の手元に残されていたと考えられる。そしてそれが筆写蒐集されて「年度別書翰集」に伝わったのである。この史料の特徴としては、「箇条書」に続いて後書に、「右於馬関約條概略書猶又當月廿七八日比三た尻に而巨細及御談候苦也」と記されている。

また毛利家文庫の内の「年度別史料」にも「箇条書」が収録されているが、この史料はおそらく藩庁に残された「箇条書」を筆写蒐集したものと考えられ、「箇条書」の前に「特印箱入」と異筆で後記されている。

最後に C 近衛家系統であるが、「忠義公史料」に収録された「箇条書」が、近衛家に残されていた「箇条書」を筆写蒐集し

たものと考えられる。⁽⁴²⁾ 同史料の「箇条書」には、まず朱書きで「近衛家所蔵」と記されており、近衛家に残されていた「箇条書」を筆写蒐集したことを確認できるが、さらに同史料の特徴として、「薩藩五代ヨリ請取商社示談箇条書」との表題が立てられていて、「箇条書」を近衛家の者が五代より受け取り、近衛家に残されたと考えられる。また「箇条書」の他に註記として「此紙首ニ寅十一月於馬関相対候事ト広頭兵助ガ筆跡有之」と記され、原文書には紙首に「寅十一月於馬関相対候事」という広沢の筆跡があつたことが確認できる。

近衛家に残されていた「箇条書」は、「忠義公史料」に収録されているが、この「忠義公史料」の表紙扉には「元国事鞅掌史料」と記されている。よって島津家の国事鞅掌史料編纂の過程⁽⁴³⁾で市来四郎らによって筆写蒐集されたと考えられるが、毛利家編輯所の兼重慎一も編纂事業の過程⁽⁴⁴⁾でC系統の「箇条書」を蒐集したようである。毛利家文庫の内に「長薩合和ニ付筑前并坂本龍馬周旋一件・薩藩商社一件」（以下「坂本周旋・薩藩商社一件」と略す）という史料が残されているが、同史料にも「箇条書」が収録されている。

「坂本周旋・薩藩商社一件」は、「長薩合和并ニ筑前周旋坂本龍馬周旋」と「慶応元年十一月於馬関薩藩ト商社取組」を合させて一冊となっているもので、毛利家編輯所の野紙を使用している。そして「慶応元年十一月於馬関薩藩ト商社取組」の表紙には、「兼重」⁽⁴⁵⁾と記されており、同史料が兼重慎一によって編集されたことがうかがえ、さらに表紙の見返しには、薩長間に貿易商社締結の密策があつたことは伝えられてきたが、その事実を記すものはなかつたとし、そうした中、その考拠となる一・二の史料を得たので、完全ではないが後日のために蒐集した、と編集の意図が記されている。

「坂本周旋・薩藩商社一件」に収録された「箇条書」には、その前書に、

慶応二年

寅十一月於馬関相対候事
上ノ書ハ広沢自筆也

薩藩五代ヨリ請取商社示談箇条書

と記されているが、ここから確認しておきたいことは、この「箇条書」がB系統の「箇条書」ではないということ（「寅十一月於馬関相対候事、薩藩五代ら請取商社示談箇条書」という表現はB系統には見られない）であり、一方で「忠義公史料」に収録された「箇条書」の表現と類似すること（「寅十一月於馬関相対候事、薩藩五代ら請取商社示談箇条書」という表現はC系統に見られる特徴である）から、兼重はC系統の「箇条書」を蒐集したと考えられる。⁽⁴⁵⁾

そして「坂本周旋・薩藩商社一件」の「箇条書」は、「桜島條約」や「約束」などとともに収録されていることも特徴である。「桜島條約」および「約束」は、長州藩が薩摩藩名義で購入した桜島丸（乙丑丸・ユニオン号）の運用について取り決めた約定で、「桜島條約」は、慶応元年一二月に桜島丸の購入を斡旋した上杉宗次郎が坂本および長州藩海軍局の中島四郎にあてたもの、「約束」は、同じく慶応元年一二月に坂本・中島が亀山社中の社員にあてて取り交わしたものである。⁽⁴⁶⁾

このように兼重は、C系統の「箇条書」を蒐集し、「坂本周旋・薩藩商社一件」に「桜島條約」や「約束」とともに収録したのであるが、どうやら坂崎はこの「坂本周旋・薩藩商社一件」を参考にし、「箇条書」を「維新土佐勤王史」に引用したようである。

『維新土佐勤王史』で引用された「箇条書」には、その前書に、

慶応二年寅十一月、於馬関相対候事

薩藩五代より長藩広沢請取

商社示談箇条書⁽⁴⁷⁾

と記されている。この前書は、「坂本周旋・薩藩商社一件」の前書の表現と類似しており、坂崎は「坂本周旋・薩藩商社一件」を参考にして、「箇条書」を引用したことかがえるが、なによりも坂崎が商社計画への坂本の関与を述べていることが、「坂本周旋・薩藩商社一件」を参考にしたことかがわせる。他の「箇条書」収録史料からは坂本の関与を見いだせないが、「坂本周旋・薩藩商社一件」では冊子名に坂本の名があげられ、さらに「箇条書」とともに坂本が関与した「桜島條約」や

「約束」が収録されていて、兼重の編集した「坂本周旋・薩藩商社一件」には、商社計画への坂本の関与を類推させる条件が整っていたのである。坂崎は『維新土佐勤王史』の当該事項を執筆する際、「坂本周旋・薩藩商社一件」を参考とし、商社計画への坂本の関与を説くことになったと考えられるのである。⁽⁴⁸⁾

以上のような経緯から、坂崎は商社計画への坂本の関与を説くようになったと考えられ、彼は坂本の関与を意図的に作り出したわけではなかった。しかしその叙述では、坂本の関与からさらに一步進んで商社計画が実行に移されたと説かれ、坂本の事蹟が形作られていく。次にこの点を検討し、さらに坂崎の叙述の特質について考えていただきたい。

三 坂崎の叙述－事蹟の顕彰と創作－

坂崎は商社計画への坂本の関与を説き、計画をあたかも坂本の構想のように捉えたが、これで商社計画と坂本に関する叙述が完結したわけではなかった。一月下旬会談後の動きとして、坂本が木戸へ溝淵を紹介し「土佐の藩庁を覚醒せしめん」⁽⁴⁹⁾としたことを述べた後、再び商社計画と坂本に関する叙述に移っていく。その叙述の中では、慶応三年正月三日付で坂本が木戸にあてた書翰を引用しているが、その書翰は次の通りである。

改年賀事御同意御儀奉存候。然ニ御別後三田尻の方ニ出かけんとする所、井上兄より御咄置候て、すぐ下の閔ニ罷帰り申候。兼而御示の如く越荷方久保松太先生に御目ニ懸り、止宿の所お御頼、則チ阿弥太寺伊藤助太夫方ニ相成申候。是より近日長崎ニ参り、又此地ニ帰リ可申と存居申候。何レ其の節又々御咄もうかゞい候。⁽⁵⁰⁾

この書翰には、坂本が木戸の指示に従って下関で久保に会い、宿所の世話を頼み、下関阿弥陀寺町の伊藤助太夫家が宿所になつたことが記されているが、坂崎はこの書翰から何を読みとつたのであろうか。

坂崎はこの書翰と商社計画の実行とを関連づけてとらえた。「坂本の計画せる商社一條は、着々運びたるが為めに」下関へ

「商社荷方の宿所」を定めることになったというのである。⁽⁵¹⁾つまり坂崎はこの書翰から商社計画の実行を読み取り、実行を「事実」として捉えたが、さらにこの書翰の引用に続けて次のように述べている。

扱て右の商社創立以来は、西国筋商船の仲間に、一大驚惶を惹き起し來りぬ、然るに坂本の添書を得る者は、容易に海峡を通過し得らるゝにより、坂本は為めに各港の運漕業を営む問屋に対し、小海上王たる威權を有するに至りけり⁽⁵²⁾坂崎は商社計画が実行に移されてから、坂本が「小海上王たる威權」を持つようになったという。この叙述では、根拠となる史料は提示されていないが、先の書翰をもとに述べた商社計画の実行という「事実」を受け、さらにそれを補完することになつていて。

では、以上の書翰の引用とそれに続く叙述から何を見いだせるのだろうか。ここでまず確認しておきたいのは、商社計画は実行に移されたとは考えられないということである。慶應二年一月下旬に鹿児島を訪れた木戸は、商社計画において「最緊要たる眼目」であった下関の差し止めを、藩主の内命に従つて拒否し、それによつて木戸と五代との間に意見の齟齬が生じ、計画は挫折へと向かうことになる。⁽⁵³⁾この経緯を踏まえれば、計画が実行に移されたとは考えられないが、しかし坂崎は商社計画が実行に移されたと考えていた。そのことを実証するために先の書翰を引用し、商社計画の実行と関連づけてみせた。商社計画の経緯について十分に検討することなく、坂本の関与を説いていた坂崎にしてみれば、この書翰から計画が実行に移されたと推測することは可能だったのであろう。

しかし、坂本が伊藤家に拠点を定めたからといって、商社計画が実行に移されたという積極的な証拠にはならない。坂本が久保へ世話を依頼した宿所は、「商社荷方の宿所」ではなく、むしろ坂本自身の宿所と見なすこともできる。⁽⁵⁴⁾この書翰だけでは、計画が実行に移されたことを実証するには不十分であった。そしてそのことについては、坂崎自身も認識していたのではないだろうか。だから書翰の引用に続けて、あえて坂本が「小海上王たる威權」を持つようになつたとその根拠となる史料を提示せずに述べている。坂崎は史料からは見られない坂本の活躍を、まさに「たくましい創作力」によって描いてみせ、不十

分な実証を補つたと考えられるのである。そしてこれによつて、「薩長両藩に説き、一商社を興して奇利を壟断せしむ」⁽⁵⁶⁾といふ坂本の事蹟ができあがり、商社計画と坂本に関する叙述は完結したのである。

しかしながら坂崎は、実証には不十分な史料をあえて活用し、「たくましい創作力」を駆使してまで坂本の事蹟を創り上げたのだろうか。ここには『維新土佐勤王史』の性質が大きく影響していたと考えられるが、この点を踏まえながら、さらに坂崎の意思にそくして具体的に見ていきたい。

『維新土佐勤王史』では、「当時局面の内容真相を叙するに就きて、多少の新材料を史界に提供するものありと信ず」と凡例に記されているように、維新当時の真相を記すことにまず力点が置かれていた。この姿勢は坂崎が目指していたところでもあり、例えば彼が著した陸奥宗光の伝記においても、「勉めて公平に事実を評論するを目的とし敢て朝野の忌諱を避けず」と公平な事実の評論を目的として掲げ、さらに「主人公たる故陸奥伯の行状を叙するに於て毫も伯の為めに悪を諱まず瑕瑜相露はせり」と事実を伝えるにおいては、主人公である陸奥の欠点さえ記すこともいとわなかつた。⁽⁵⁷⁾

しかし、真相を伝えることを重視した坂崎の叙述に、「たくましい創作力」によつてなされた「潤色のきらい」があることは、商社計画の実行を説く叙述からもうかがえる。つまり坂崎の叙述は大きな矛盾を抱えていたわけであるが、この矛盾を犯してまであえてなされた事蹟創作の根底には、坂崎のいかなる思いがあつたのだろうか。

坂崎はかつて民権運動に従事する中で、土佐勤王党の志士の事蹟を歴史小説として著したことがあるが、そこには天下國家のために奔走した志士たちの活動に対する共感があつた。⁽⁵⁸⁾ そして『維新土佐勤王史』の中においても

〔前略、土佐勤王党の〕同志中、万死を出で、一息猶ほ存する者は、顛沛流離、愈々敗れて愈々奮ひ、或は薩藩に據り、或は長藩に投じ、或は太宰府に諸卿に隨ひ、其の至誠は天地を感動するに足るものあり、遂に一たび相闘ひし薩長両雄をして、討幕の攻守密盟を結ばしむ、其の功豈に大ならずや⁽⁵⁹⁾

と述べ、藩の弾圧を逃れて活動した土佐勤王党の志士らの「至誠」が「天地を感動」させ、薩長両藩を結びつけるという大功

を成したのだという。ここからは土佐勤王党の志士らの活動に対する共感を読み取れるが、こうした共感があつたからこそ、坂崎は『維新土佐勤王史』を著したわけであり、彼のこの思いは同書の叙述に大きな影響を与えたであろう。つまり土佐勤王党の志士らの活動に対する共感が、事蹟創作の根底にあつたと考えられるが、しかしこの点だけが、とりわけ坂本の事蹟を創り上げた理由なのであろうか。ここで踏まえねばならないのが、坂崎は坂本への思い入れが深かつたということである。

先に坂崎が坂本を題材とした歴史小説『汗血千里駒』を著したこと述べたが、さらに彼は坂本の「実伝」をも著すことになる。彼は「龍馬其人のために大書特書すべきの新事実を発見したこと」から、「是に於て更に実伝を著はし、以て許多の誤謬を正し、併せて其の眞面目を發揮せん」と新たな坂本の「実伝」の執筆を望んでいた。⁽⁶⁰⁾ そこに執筆の依頼が舞い込み、彼は「頗る其の宿志を達するの機縁を得るを喜」んで坂本の「実伝」を著すことになる。この「実伝」執筆の動機には、自らの面目躍如たる思いもあつたろうが、坂本のためにあえて特筆すべき新事実を発見したということもその一つだった。ここから坂崎には坂本への特別な思い入れがあつたことがうかがえ、こうした思いは彼の叙述に大きな影響を与えたであろう。

坂崎は真相を伝えることを重視した『維新土佐勤王史』の叙述の中で、実証には不十分な史料をあえて活用し、「たくましい創作力」を駆使してまで坂本の事蹟を創り上げたが、それは土佐勤王党志士らの活動への共感、とりわけ坂本への特別な思ひ入れから、彼の事蹟を過大に叙述することになつた結果と考えられるのである。

だが『維新土佐勤王史』が編纂されたのは、坂崎によって創り出された事蹟を世に問うためではない。『維新土佐勤王史』における坂崎の叙述の目的は、決して事蹟の創作にあつたわけではなかつた。この点について考えると、『維新土佐勤王史』の凡例に記された次の記述は無視できない。

一本書は、土佐勤王党首領武市瑞山以下の殉難者を骨子とし、其の周囲の関係事情を併せて之を編纂したものなり、而して本書の精神は、全く土佐志士の勤王党史たるに在り、即ち土佐山内家の維新藩史に非るなり。

この凡例を見ると、『維新土佐勤王史』は土佐勤王党殉難者らの事蹟を中心に編纂し、その精神は、「土佐山内家の維新藩史」

ではなくあくまで「土佐志士の勤王党史」であるという。それは具体的にどういうことであろうか。

そもそも『維新土佐勤王史』編纂にとりかかったのは、土方久元・田中光顯・佐々木高行らの土佐出身者からなる「瑞山会」であつた⁽⁶¹⁾。この「瑞山会」は、先の凡例で「土佐山内家の維新藩史」に対置して「土佐志士の勤王党史」と述べたように、王政復古の歴史においてその拠り所を土佐勤王党に求めていた。だから彼らは「武市瑞山先生以下勤王党殉難者諸氏のために、記念碑を建立し、其の祭祀を永遠に継続すべき」ことを協議し合い、まず「建碑の事及び伝記編纂の件」を議決した。そして伝記編纂の材料に関する調査会を開き、伝記の編纂を進めていくが、こうした作業の最終段階で坂崎に伝記編纂を託し、『維新土佐勤王史』が成立した。

この経過を見ると『維新土佐勤王史』編纂は、土佐勤王党に立脚する「瑞山会」が、記念碑の建立とともに、土佐勤王党殉難者の「祭祀を永遠に継続」するための前提としてなした、土佐勤王党志士らの事蹟の顕彰だったわけである。そして、こうした「瑞山会」の求めに応じて坂崎の叙述はなされたが、「瑞山会」の精神はその叙述にいかに反映されたであろうか。ここでいささか長文になるが、坂本の死を述べた次の叙述を見てみたい。

〔前略〕嗚呼両雄〔坂本・中岡〕俄かに逝きて、土藩は双腕を失へるが如き大打撃を蒙れるものあり、彼の後藤が容堂に先ちて再び入京するや、其の薩藩との連鎖已に絶たれて、土藩は復た當時王政復古の主力に加はる能はざりき、容堂深く慶喜に同情せるが為めに、空しく薩藩の猜疑を招きて、孤立の地に陥り、後藤の敏腕縦横を以てすと雖も、勢徒らに徳川親藩の尾越と、其の進退を共にせしに過ぎず、故に「土佐勤王史」は、其の最後の風雲的発展を見るに至らざるを奈何にせん、即ち両雄の死生が郷国の運命に繋れる、實に此の如き重大なる関係ありしを知らざる可らず、然れども両雄の偉績は、敢て之を我が「土佐勤王史」に私有すべきものならんや、〔中略〕両雄が維新中興に貢献する所のものは、独り世人の知れるが如く、薩長両藩を同盟せしめたるに止らず、更に〔三條〕実美と〔岩倉〕具視とを遙かに相結ばしめたるを記せざる可らず、而して其の眞視をして、先づ薩長の有力者に握手せしめたる者、抑も亦此の両雄に非ずや、嗚呼其の偉績

は、永く千秋に廟食すべきものなり。⁽⁶²⁾

土佐は坂本の死によって「王政復古の主力」になることはできなかつた。坂本が土佐と薩長との連携を担つていたのであり、土佐の命運を握つていたのである。だから「土佐勤王史」は、「最後の風雲的発展」を見ることができなかつた。だが、坂本の事蹟については、右の様に「土佐勤王史」の枠でのみ捉えるべきものではない。「維新中興に貢献」した坂本の事蹟は、王政復古の歴史の中で永遠に祀られるべきものなのである。

このように坂崎は坂本の事蹟を捉え、「土佐勤王史」を越えて「維新中興」の中に坂本の事蹟を位置づけたが、王政復古の歴史の中で坂本の事蹟を永遠に祀ろうという考えは、まさに「瑞山会」が目指すものと合致していた。

坂崎は、土佐勤王党志士らの活動への共感、とりわけ坂本への特別な思い入れから、その叙述において坂本の事蹟を創作していったが、決してそれが『維新土佐勤王史』叙述の目的ではなかつた。彼は「瑞山会」が目指したように、坂本を含めた土佐勤王党殉難者が永遠に祀られることを望み、その叙述において、彼らの事蹟を顕彰しようとしたのである。それが彼の叙述の目的であつた。そして、その叙述が事蹟顕彰の文脈で貫かれていたからこそ、矛盾を犯してまでなされた事蹟の創作は許容されていつた。『維新土佐勤王史』の坂崎の叙述において、事蹟の顕彰と創作は不可分の関係にあつたのである。

おわりに

本稿においては、薩長商社計画への坂本関与に対する疑問から、坂本関与を説く嚆矢となつてゐる坂崎の叙述を検討していく。一次史料をもとに坂本関与の真相を質していくと、そこには坂本の関与は見られない。ではなぜ坂崎は坂本の関与を説くことになつたのか。それには坂崎が何を参考にして坂本の関与を説いたのかが大きくかかわつていて。坂崎は兼重慎一の編集した「坂本周旋・薩藩商社一件」を参考として『維新土佐勤王史』の当該事項を叙述し、坂本の関与を説くようになり、坂本

関与については意図的に作り出したものではなかった。しかし坂崎は、商社計画が実行に移されたと述べていく上で、実証には不十分な史料をあえて活用し、「たくましい創作力」を駆使してまで坂本の事蹟を創り上げた。それは土佐勤王党志士らの活動への共感、とりわけ坂本への特別な思い入れが大きく影響していたが、決してそれは『維新土佐勤王史』叙述の目的ではなかった。坂崎は「瑞山会」が目指していたのと同じく、坂本ら土佐勤王党殉難者が永遠に祀られることを望み、その叙述を通じて事蹟を顕彰しようとしたのであった。そしてその文脈の中で坂本の事蹟は創作された。坂崎の叙述において、事蹟の顕彰と創作は不可分の関係にあったのである。

ところで、坂本の事蹟を顕彰する文脈の中で創り出された事蹟は、現在にまでも少なからぬ影響を与えていた。本稿でとりあげた薩長商社計画と坂本の関わりについても、坂崎の叙述が諸書の拠り所となり、商社計画の評価も坂崎の叙述を踏まえてなされている。この点の見直しの必要は、本文の中でも述べたが、もう一点考慮すべき問題をあげておきたい。

現在において坂本は、様々なイメージでもって捉えられているが、その一つに「経済人」としてのイメージがある。⁽⁶³⁾ それは彼の出生や亀山社中・海援隊での活動によっているが、商社計画への関わりもそのイメージ形成の要点になつており、商社計画は彼の卓越した経済構想のあらわれとされている。だがそれは、本稿で述べたように坂崎が不十分な史料と「たくましい創作力」のもとに創り出した事蹟であって、坂本の先覚的な経済構想と捉えるわけにはいかない。亀山社中や海援隊での坂本の経済活動を否定するわけではないが、坂本の経済構想については、「討幕派」の経済構想という問題を踏まえて、改めて見直す必要があるのでないか。

註

- (1) 田中彰『明治維新政治史研究』(青木書店、一九六三年) 第五章付論・第六章第一節、同氏『幕末維新史の研究』(吉川弘文館、一九九六年) 第二・四章など。

(2) 拙稿「薩長商社計画について」(駒沢大学大学院『史学論集』二二〇、一九〇〇〇年)。

(3) 例えば、池田敬正『坂本龍馬』(中央公論社『中公新書』、一九六五年)、平尾道雄『龍馬のすべて』(久保書店、一九六六年、本稿では高知新聞社発行の新装版(一九九五年)を利用し、以下平尾A書と略す)、同氏『(第三改訂版)坂本龍馬海援隊始末記』(白龍社、一九六八年、本稿では中央公論社発行の文庫版(一九七六年)を利用し、以下平尾B書と略す)、飛鳥井雅道『坂本龍馬』(平凡社、一九七五年)など。

(4) 平尾A書二三六頁、平尾B書一三三頁、飛鳥井前掲書二四一頁。

(5) 池田前掲書一四二・三頁。

(6) 田中前掲書。

(7) 木戸公伝記編纂所編、明治書院、一九一七年。

(8) 五代龍作編、五代龍作、一九三三年。

(9) 例えば、千頭清臣『坂本龍馬』(博文館、一九一四年)、『雰傑坂本龍馬』(坂本中岡両先生銅像建設会編、坂本中岡両先生銅像建設会、一九二七年)など。

(10) 瑞山会編、富山房、一九一二年。

(11) 『汗血千里駒』は、明治一六年一月二四日(三月三〇日)・七月一〇日(九月二七日)に渡って「土陽新聞」に連載された。『汗血千里駒』は連載中から流布本が出版されており、摂陽堂本(明治一六年)や春陽堂本(明治一八年)などがあるが、流布本には坂崎の意に反して文飾が加えられたという。

(12) 以上坂崎については、野崎左文『坂崎紫瀾翁の伝』(『明治文化研究』三一九、一九二七年)、柳田泉『坂崎紫瀾について』(『政治小説研究』上巻(春秋社、一九六七年)所収)を参照。

(13) 『維新土佐勤王史』九八九(九一頁)。なお以下史料の引用にあたっては、原則として漢字などは通行の字体に改め、読点などのないものはそれを補い、「」には筆者による註記を入れることにする。

(14) 『坂本龍馬関係文書』二(日本史籍協会編、東京大学出版会、一九八九年覆刻)二四〇頁。

(15) 以上の逸話については、平尾A書九四・五頁参照。

(16) 池田敬正『維新土佐勤王史』(『国史大辞典』一巻(国史大辞典編纂委員会編、吉川弘文館、一九七九年)所収)。また平尾は、「坂本龍

「馬海援隊始末」においても坂崎が坂本の動静の不明な部分を伝承や推測で補っているとし、その記述の誤りを訂正している（平尾道雄）。

〔解題〕『坂本龍馬関係文書』一、五四三～六頁）。

- (17) 前掲拙稿参照。
- (18) 「白石正一郎日記」慶応二年八月二十四日条（『白石家文書』〈下関市教育委員会編、国書刊行会、一九六八年〉一四六頁）。
- (19) 慶応二年九月二日付、木戸あて渡辺書翰（末松謙澄『修訂防長回天史』第五編中〈柏書房、一九八〇年〉六八〇頁）。
- (20) 慶応二年一〇月一日付、久保あて高杉書翰（『東行先生遺文』〈東行先生五十年祭記念会編、民友社、一九一六年〉書簡、一三三九頁）。
- (21) 慶応二年一〇月十七日付、白石あて波江野書翰（『白石家文書』四三五頁）。
- (22) 慶応二年一〇月十九日付、木戸あて広沢書翰（『修訂防長回天史』第五編下、九七・八頁）。
- (23) 慶応二年一月七日付、木戸あて久保書翰（『修訂防長回天史』第五編下、九八・九頁）。
- (24) 慶応二年一〇月二二日付、伊勢新左衛門あて広沢書翰（山口県文書館蔵「年度別書翰集」二九）に、「当月極末方ニは五代事上國帰り掛旁三田尻辺江蒸氣船ニ而罷越候筈」とある。
- (25) 『五代友厚伝記資料』四（日本経営史研究会編、東洋経済新報社、一九七四年）七六頁。
- (26) 慶応二年一一月七日付、木戸あて黒田書翰（『木戸孝允遺文集』〈日本史籍協会編、東京大学出版会、一九八二年覆刻〉三二頁）および、慶応二年一一月一三日付、木戸あて黒田書翰（『修訂防長回天史』第五編下、一〇九・一〇頁）。
- (27) 『松菊木戸公伝』上巻、七二三～三二頁を参照。
- (28) 「薩藩五代ヨリ請取商社示談箇条書」（忠義公史料）四〈鹿児島県維新史料編さん所編、鹿児島県、一九七七年〉三一五頁）。
- (29) 慶応三年正月一五日付、木戸あて五代書翰（『年度別書翰集』二三）では、「舊冬」の三田尻における木戸ら長州藩側の厚遇に対する礼と、木戸から依頼があった留学生派遣の話が中心であり、商社計画に関する記述は見られない。なおこの書翰は、五代が長州藩側に礼を述べていることから、一一月下旬の会談を裏付けるものとも考えられるが、一一月に五代は木戸と面会できなかつた筈であり、木戸に対する礼と木戸からの依頼に対する報告を認めていることを考慮すると、「舊冬」が何月を指すかは定かではない。またこの時期の留学生派遣については、犬塚孝明『明治維新对外関係史研究』（吉川弘文館、一九八七年）第四章第一節を参照。
- (30) 商社計画の見直しについては、前掲拙稿を参照されたい。
- (31) 熊澤一衛『青山餘影』（青山書院、一九一四年）一七一・二二頁。

(32) 慶応二年二月一五日付、木戸あて坂本書翰（『坂本龍馬全集』〈宮地佐一郎編、光風社書店、一九八二年〉一五〇・一頁）。

(33) 慶応二年二月一九日付、坂本あて木戸書翰（『木戸孝允遺文集』三五・六頁）。

(34) 木戸は鹿児島へ修好の使者として向かう際、商社計画において最も重視されていた下関の差し止めに応じぬよう藩主より命じられた。そして一月三〇日の鹿児島での慶應の席上で、薩摩藩士の伊地知壯之丞から下関差し止めについての話題が出たが、木戸は藩主の内命に従つてそれに応じることはなかつた。この木戸の行動によつて、五代と木戸との間に意見の齟齬をきたすことになり、商社計画が挫折する要因となつた。なお詳細は前掲拙稿を参照されたい。

(35) 田中の回顧談は、大正一三年に発行された『青山餘影』に引用されたものであり、田中が実際に語つた時にはすでに『維新土佐勤王史』を参考にしたと考えられ、田中は『維新土佐勤王史』にある「坂本は一たび山口に来り、木戸とも十分の商議を遂げ」（同書、九九五頁）という坂崎の叙述に影響されたとも考えられる。

(36) 「箇条書」が一〇月一五日の会談の際に交わされたことは、後述するように、慶応二年一〇月二一日付、伊勢あて広沢書翰（「年度別書翰集」二九）に「箇条書」が別紙として添えられていることからわかる。

(37) ここでは「箇条書」の原文書を直接翻刻している「薩長国産貿易商社誓約ノ件」（『玉里島津家史料』五〈鹿児島県歴史資料センター－黎明館編、鹿児島県、一九九六年〉一〇六頁）を利用した。

(38) 『玉里島津家史料』五、一〇六頁。なお「玉里島津家文書」については、芳即正「解題」（『玉里島津家史料』一（一九九一年）所収）を参照されたい。

(39) 「年度別書翰集」二九。

(40) 同右。

(41) 「年度別史料」一七。

(42) 「忠義公史料」四、三三四・五頁に収録されている「箇条書」は、島津忠承氏所蔵本（つまり「玉里島津家文書」）で校訂されているので、以下では底本である東京大学史料編纂所蔵「島津家本」の内の「忠義公史料」を使用した。

(43) 島津家の国事鞅掌史料編纂については、寺尾美保「公爵島津家の編纂事業と家政事情－国事鞅掌史料編纂をめぐつて－」（明治維新史学会編『明治維新の新視角－薩摩からの発信－』〈高城書房、一九九〇年〉所収）に詳しい。

(44) 毛利家の編纂事業については、広田暢久「毛利家編纂事業史（一）～（四）」（『山口県文書館研究紀要』三・六・八、一九七四・一九

七九～八一年)に詳しい。

- (45) 「坂本周旋・薩藩商社一件」は、「箱物」と呼ばれる明治維新関係史料の内の「維新史料雑録」(「いろは別史料」)の一つであるが、広田氏によると「いろは別史料」は、明治二三年九月に設置された「旧藩事蹟取調所」において、史料の交換が主要業務となつた明治二四年頃や「旧藩事蹟取調所」の活動が停滞していった明治三〇年頃に作成されたようである(広田前掲論文(一) 参照)。よつて兼重はこの史料交換の場でC系統の「箇条書」を入手したとも考えられるが、この史料の入手経路は特定できない。また「坂本周旋・薩藩商社一件」の成立時期についてだが、右を参考にすると、明治二四年から兼重が死去する明治三〇年までの間と考えられる。

- (46) 「桜島條約」および「約束」は、『維新土佐勤王史』八八三～五および八八九・九〇頁に収録されている。なお桜島丸をめぐる紛糾は、同書八七六～八九五頁を参照。

- (47) 『維新土佐勤王史』九九〇頁。

- (48) 「坂本周旋・薩藩商社一件」は、少なくとも兼重が死去する明治三〇年までには成立していたわけであり、『維新土佐勤王史』が発行されたのが大正元年、編纂が始まったのがその二〇余年前(同書凡例)だということを踏まえると、坂崎は「坂本周旋・薩藩商社一件」を十分に参考にしえたわけである。

- (49) 『維新土佐勤王史』九九四頁。

- (50) 『坂本龍馬全集』一五六・七頁。

- (51) 『維新土佐勤王史』九九五頁。

- (52) 同右書九九六頁。

- (53) 註(34)参照。

- (54) 鹿児島での饗応の席上で、伊地知壮之丞が「馬閥閉鎖説」を述べたのに対し、木戸は藩主の内命に従つて下関の差し止めを拒否した。

- 坂崎は木戸によって反対された伊地知の「馬閥閉鎖説」を、逆に「間接的に其の目的を活用したもの」が商社計画だとしているが(『維新土佐勤王史』九九一頁)、一一月二〇日に催された饗応での話が、一〇月一五日の会談や一月下旬の会談で話し合われた商社計画に反映されたとは考えられない。ここから坂崎が商社計画の経緯を十分に検討していないことがうかがえる。

- (55) 実際に坂本は、伊藤家の一室を「自然堂」と号して自身の宿所としている。

- (56) 『維新土佐勤王史』其一百二十一の表題(同書九八八頁)。

(57) 『陸奥宗光』(博文館、一八九八年) 凡例。

(58) 前掲柳田論文参照。

(59) 『維新土佐勤王史』六頁。

(60) 以上は、『少年読本第十九編 坂本龍馬』(博文館、一九〇〇年) 緒言。

(61) 以下「瑞山会」と『維新土佐勤王史』編纂経過については、「瑞山会来歴」(『維新土佐勤王史』所収) を参照。

(62) 『維新土佐勤王史』一二三九・四〇頁。

(63) 例えば、坂本藤良『幕末維新の経済人』(中央公論社〈中公新書〉、一九八四年)など、多くの啓蒙書などで坂本は「経済人」のイメージで捉えられている。

(64) すでに高木不二氏は、武力倒幕派の経済路線なるものが存在していたかどうか検討する必要があると指摘している(高木不二「慶應期薩摩藩における経済・外交路線と国家構想—五代友厚のベルギー商社計画をめぐって—」(『明治維新の新視角』所収))。